主

原判決を破棄する。
被告人を懲役五月に処する

被告人を懲役五月に処する。 この裁判確定の日から三年間右刑の執行を猶予する。

原審及び当審における訴訟費用は全部被告人の負担とする。

理中

本件控訴の趣意は、弁護人入倉卓志及び被告人が差し出した各控訴趣意書に、これに対する答弁は検察官難波治名義の答弁書に記載してあるとおりであるから、これを引用し、これに対して当裁判所は、次のように判断をする。

ー、 弁護人の控訴趣意第一点及び被告人の控訴趣意(論旨明確でないが、弁護 人の第一点と同旨に帰するものと解する)について

二、 弁護人の控訴趣意第二点について

所論は、原判示第一の兇器準備集合罪と同第二の公務執行妨害罪とは刑法五四条 一項の牽連犯の関係にある〈要旨〉のに、これを同法四五条前段の併合罪として刑の 加重をした原判決には法令の適用を誤つた違法があると主張〈/要旨〉する。しかし、 兇器準備集合罪が個人の生命、身体、財産のみでなく、公共的な社会生活の平穏を もその保護法益とするものであることは明らかであり、本件の兇器準備集合の所為 を公務執行妨害の所為に対する単なる手段としてのみ評価することはできない。ま た両者は一般的にも通常手段結果の関係にあるといい得るものではないから、併合 罪の関係にあると解することが相当である(最高裁昭和四八年二月八日決定参 照)。原判決に法令適用の誤りはなく、所論は理由がない。

三、 弁護人の控訴趣意第三点について

所論は、原判決が被告人に懲役の実刑を科したことを不当とし、刑の執行を猶予 すべきであると主張する。

「記録によれば、原判示犯罪事実は明らかであり、原判決が有罪の認定をしたことに誤りはない。国民として政府の政治姿勢を批判し、自己の信条に反するときことでの具体的政策に対し反対の所信を表明し、その手段として抗議の行動に出全てと自由であり、正当な行為といい得るが、その目的のために採られる手段とされた行為が現実の社会生活内において犯罪とされるものではない。手段とされた行為が現実の社会生活内において犯罪とされる限り、目的の正当性を理由に手段の正当性を主張することは当然である。被告人が本件行為につき罪責を問われる当等に対したもので失当なが、集団中における地位、役割等よいに認める。 「知识罪を指揮推進したものではなく、指導者の采配に従って行動してい態度に対したものではなく、指導者の采配に従って行動してい態度に対したものではなく、指導者の不可によるの被告人の態度にいき近親の協力も期待し得るので、本件による処断としてはまるが、その執行を猶予することによって処刑の目的を達し得るものと判断され、その執行を猶予することによって処刑の目的を達し得るものと判断され

る。その意味において原判決を破棄すべく、所論は理由がある。 右のとおり本件控訴はその理由があるので刑訴法三九七条一項三八一条により原 判決を破棄し、同法四〇〇条但書に従つて更に自判する。 原判決が適法に確定した罪となるべき事実に対し原判示のとおり法令を適用し、 刑を選択した処断刑の範囲内において被告人を懲役五月に処し、刑の執行猶予につ き刑法二五条一項を、原審及び当審における訴訟費用の負担につき刑訴法一八一条 一項本文をそれぞれ適用して、主文のとおり判決する。 (裁判長判事 高橋幹男 判事 寺内冬樹 判事 千葉裕)